

2025(令和 7)年度 事業計画



社会福祉法人 光塩福社会
児童養護施設 クローバー学園

「愛育」の精神を大切にし、職員一人ひとりが「当園のあるべき姿」をめざし、日々の実践に努める。

1 基本方針

- (1) 子どもを権利の主体者としてとらえ、その最善の利益を追求し、家庭の代替機能として安心、安全な場を提供するように努める。
- (2) 子どもたちのくらしのあらゆる場面を子どもとの関係性を育むためのツールとして愛着の再形成、関係性修復のための支援をおこなう。
- (3) 将来、自立した個人として等しく健やかに成長することができるよう、子どもの発達段階に応じて、切れ目のない学習機会を提供する。
- (4) 他の関係機関と連携し、子どもに関する地域支援の拠点として地域に必要とされる施設を目指す。

2 重点目標

- (1) 子どもからの意見が出しやすいよう、子どもが自然なありのままでいられる環境をつくっていく。
- (2) 愛着関係や関係性を育むための最も大切なツールである食を通じて、子どもと一緒にさまざまな経験を得られるように支援していく。
- (3) 学習環境を整え、基礎的な学力の向上を目指すとともに、子どもが自主的に意欲をもって学習に取り組めるよう、学力保障に向けた支援を進める。
- (4) 各年齢に応じた性教育を行い、子どもが生活の中で性（生）を特別視せずに学んでいける環境を整えていくとともに、職員も性（生）の支援を身近なものとして捉えられるよう学びを深めていく。
- (5) 「当園のあるべき姿」を優先度の高い内容から改訂を進め、その指針の実現に向けて人材育成、キャリアパスを体系化させる。
- (6) 親子支援事業を開始し、より地域の子育て支援に協力できるように、峡東3市や子育て支援機関・団体との連携を深める。

※ 令和7年度は定員数は35名から30名に変更する。

3 子どもの権利擁護・意見表明支援

(1) 実施目標・方向性

- ① 子どもを保護の対象としてみるのではなく、権利の主体者としてみることで、子どもにとっての最善の利益とはなにかを第一に考えるようにする。
- ② 子どもがありがたみの存在としていられるように、その声や意向に丁寧に耳を傾け、あるいは積極的にニーズ調査をし、ともに困難を乗り越えられるように支援する。
- ③ 子どもが自身の意見や要望を自由に表すことができるような環境づくりをめざし、職員は子どもの成長発達に応じて、その要望に応えられるように十分に考慮した上で、説明し応対するようにする。

(2) 実施事業・内容

- ① 子ども会の実施など、子どもの意見を聴く機会をこれまで以上に設け、意見表明に向けた環境作りや相談支援体制を強化する。
- ② 子どもの権利擁護、意見表明支援に関する外部研修を受講する。
- ③ 苦情解決の仕組みを子どもに広く伝える。
- ④ 利用者アンケートを実施し、子どもたちにも結果を開示、内容に応じて誠実に返答する。
- ⑤ 児童養護施設における人権擁護のためのチェックリストを実施する。

4 食に関する取り組み

(1) 実施目標・方向性

「食」を、作って食べる、だけでなく“人生そのもの”と大きく捉え、ともに生活する。その中で、体だけでなく心も成長できるよう、愛着の再形成、関係性の修復を目指し支援していく。

- ① 日常の生活の中で、愛情を感じられる環境を整え、関係性の基礎である「大人」と「子ども」の関係性の修復をはかる。
- ② 食に関する経験や体験を通して社会性を身につける。
- ③ 退園後の生活、家族や未来が想像できる社会的健康を手に入れられるよう支援する。

(2) 実施事業・内容

① テーマ

◎大テーマ「食を通じた関係性作り」

○小テーマ「食事の時間に職員は必ず席に着き、子どもと一緒に食卓を囲む」

上記テーマは全グループ共通。その他、各グループで2テーマ程度、掲げる。

② 食の取り組み振り返り、報告

毎月のグループ会議で1か月の食の取り組みを振り返り、主任会議を経て職員会議で報告する。

③ 彩食費

関係性を育むこと、家庭に近い形で外食、中食、軽食など経験できる場を作ること、普段の食卓に彩を加えることを目的とし、各グループに彩食費として予算化する。

④ 彩葉ごはん

より家庭的な食のありかたの実現を目的とし、献立作成から買い物、調理、全てをグループで完結させる食事を定期的に設ける。

⑤ 誕生日会

子ども1人1人の誕生日に合わせてグループごと実施する。

⑥ 手作りおやつを取り入れ

リクエストやイベントなどにはもちろん、子どものおやつ作り、何気ない日常のおやつなども実施し、子どもとの関係性作りに活用する。

⑦ 栄養士による料理教室（職員対象）

新任職員を中心に、調理技術に自信のない職員等、希望者で行う。調理技術や知識の向上だけでなく、職員の関係性作りの場としても活用する。

⑧ 調理衛生実技指導（職員対象）

調理衛生マニュアル通り調理が行えているか、実技を交え、栄養士がグループごとに指導を行う。

⑨ 汚染物処理マニュアル研修会

感染が疑われる嘔吐物などの処理方法と衛生基礎知識を学ぶ。

⑩ 嗜好調査の実施

年に2回、子どもと担当職員に対して質問紙調査を行う。集計結果は、子どもへは部屋に掲示、職員へは回覧にて公表する。

⑪ 行事食の実施

⑫ 自立のために退所する児童への食事指導

5 学習支援

（1） 実施目標・方向性

- ① 子ども達のつまずきを発見し、日々の学習の中で達成感を感じられるように、勉強方法を工夫し、学力向上を実感として感じられるよう支援する。
- ② 子どもたちの将来の選択肢を増やすために、大学や専門学校などのより高等な教育機関への進学ができるように支援し、学校や企業の情報収集、提供に努める。
- ③ 複数勤務やヘルプ職員が携わることができるときに、個別的に子どもと学習する機会をつくるなど、子どもたちの学力保障に向けて、学習環境を整える。

（2） 実施事業・内容

- ① オンライン授業等も活用しながら個別的な学習支援を行う。
- ② 職業を知るために、見学や体験ができる機会をつくり勉強会を開いて知識を深める。
- ③ 基礎づくりとなる小学生の継続した学習が身につくよう、個々に合わせた教材を提供する。
- ④ 自動車免許等の資格取得に向けた支援を実施する。

6 性（生）教育について

（1） 実施目標・方向性

- ① 入所児童に対する性（生）教育を実施する。

- ア 育ちの中での性（生）教育を実施する。
- イ 傷つきからの回復のための性（生）教育を実施する。
- ウ 性的問題を予防するための性（生）教育を実施する
- ② 子どもの性行動を理解し、その対応について学ぶ。
 - ア 子どもの性問題行動とそうでない性行動の区別ができるようになる。
- イ 子どもが示す様々な性行動に遭遇した際の適切な対処法を知る。
- (2) 実施事業・内容
 - ① 定期的な委員会の開催
 - ② 性（生）教育・性問題に関連する研修への参加
 - ③ 児童養護施設における性（生）教育についての情報収集
 - ④ 性（生）教育実施内容の検討
 - ⑤ 子どもたちへの性教育実施
 - ⑥ トイレ新聞の内容の検討、実施
 - ⑦ 職員会議における委員会の活動報告
 - ⑧ クローバー学園における性トラブルチェックリストの内容を検討する。
 - ⑨ 昨年行った性被害・加害のアンケート調査の結果を基に子どもたちが安心・安全な生活できるよう支援を考え提案していく。

7 人材育成・キャリアパス

■「当園のあるべき姿」の改訂

- (1) 実施目標・方向性
 - ① 現在の社会的養護の子どもたちに対する養育観や権利擁護などを踏まえ、子ども大綱や児童福祉法を参考にしながら「当園のあるべき姿」の改訂をしていく。
 - ② 改訂に向けて、多くの職員が参画することで、当園のめざすべき養育観の標準化を図りつつ、被虐待児童に対する効果的なケアワークや施設内の不適切対応の防止についても検討する機会を作る。
- (2) 実施事業・内容
 - ① 調査研究委員会内で検討し「当園のあるべき姿（改訂版）」で優先順位を設け部分的な改訂から進める。
 - ② 調査研究委員会外の職員がなるべく多く参画できるようなかたちを模索していく。
 - ③ 今年度中の改定を目指したスケジュールの作成と全体への周知を図る。

■人材育成とキャリアパス

- (1) 実施目標・方向性
 - ① 全職員が園内、外部の研修機会を通じて、自身の養育に関する学びを深める機会を提供し、子どもたちのさらなる支援につなげていく。
 - ② 園内での階層別研修の実践を踏まえて、全国児童養護施設協議会が策定した「児童養護施設の研修体系～人材育成のための指針～」を参照し、当園版の階層別研修の体系化を目指していく。
 - ③ 入職後、さまざまなキャリアを積めるように、階層別のキャリアパスを設定する。
- (2) 実施事業・内容

① 園内研修

ア 新任職員研修

(ア) 原則毎月1回実施し、主任児童指導員を主担当とし、専門職や職歴10年以上の職員等が担当する。

(イ) 「学びの記録」「助言の記録」を実施する。

イ 2・3年目の職員研修

(ア) 年に3回実施し、両主任を主担当とする。

ウ 1～3年目の職員研修

外部講師による初任者研修として「ビジネスマナー研修」を実施する。

② 全ケアワーカー研修

ア ケースカンファレンス

(ア) 外部講師（山梨県立大学教授）をアドバイザーとし、各グループ2回ずつ計10回ケースカンファレンスを実施する。

(イ) 心理担当職員を主担当とする。

(ウ) 翌年度始めには、前年度のケースカンファレンスの振り返りを行う。

イ 虐待防止研修

(ア) ケアワーカー全職員を対象とし、スーパーバイザーによる虐待防止研修会を開催する。

ウ 当園の支援の根幹をなしている食を通じた支援に関して職員全体でグループワークを実施し、園の食のあり方を今一度考える機会をつくる。

エ 「育ちノート」をより活用していくために、外部から学識経験者を呼び、「生い立ちの整理」に関する全体研修を実施する。

オ 外部講師による「ハラスメント防止」をテーマとした全体研修の機会をつくる。

③ 全養協の「児童養護施設の研修体系～人材育成のための指針～」を参考にしながら、当園独自の人材育成体系モデルの構築を目指す。

(3) 外部研修

① 各専門職や担当、委員会所属職員ごとに、経験に応じた研修機会を年1回以上確保する。

月	研修内容	受講者（担当・委員会）
6月	スーパービジョン研修	指導的な立場にある職員
7月	関東ブロック研究協議会	4年目以上の職員
10月	関東ブロック職員研修会	4年目以上の職員
11月	全国施設長研究協議会	園長
1月	基幹的職員研修	10年目以上の職員
2月	中堅職員研修	3年目の職員
定期的	性の支援に関する研修	性（生）教育委員会
定期的	親子支援に関する研修	親子支援事業担当者
定期的	子どもの権利擁護・意見表明に関する研修	子ども会担当者

定期的	施設の多機能化・高機能化に関する研修	調査研究委員会
-----	--------------------	---------

- (4) 自己研鑽に励むことができるように、社会的養護に関連する書籍を充実させるとともに、DVDや動画視聴に関する情報を発信し、自ら学んでいけるような研修機会や環境をつくる。
- (5) 当園でキャリアを積んでいく際のキャリアパスを設定する。
- (6) より専門性を向上させるために、子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を取得や山梨県立大学大学院人間福祉学研究科への進学のための支援のあり方について検討する。

8 施設の多機能化の検討

- (1) 実施目標・方向性
 - ① 子ども家庭福祉や社会的養育の領域に関連する情報を継続的に収集し、現状の理解に努める。
 - ② 親子支援事業の開始することで、地域の子育て支援により貢献できるようにする。
 - ③ やまなし社会的養育推進計画（2025～2029）が設定されたことを受け、当園版の社会的養育推進計画の策定に努める。
 - ④ 峡東3市や同エリアの子育て支援機関との関係性をより深め、地域の子育て支援、虐待予防に貢献できるような施設を目指す。
- (2) 実施事業・内容
 - ① 親子支援事業の開始に向けて、後方的な支援を行う。
 - ② 施設の多機能化をテーマとした外部研修へ参加する。
 - ③ さらなる施設の多機能化に向け、実施すべき新規事業の選定及び詳細な調査・分析する。
 - ④ 地域の公的機関や子育て支援機関と連携し、地域の福祉ニーズの把握に努める。

9 グループ実施事業

- (1) つくしグループ
 - ① 生活目標
 - ア 職員
 - ・一日一つ子どもたちを褒めよう！
 - ・子どもらしさを大切にし、メリハリある生活をしよう。
 - イ 子ども
 - ・けんかをせず、相手を傷つけることはしない、言わない。
 - ・相手の話を最後まで聞き、相手の気持ちを知ろう。
 - ・遊び、勉強、運動を頑張り、いっぱい楽しむ。
 - ② 支援目標
 - ア 子どもたちの話を丁寧に聞き、気持ちに寄り添い、安心・安全な生活が送れるようにする。
 - イ 職員とかかわる中で、スキンシップをとりながら、距離感を学び、自分の感

情や恥ずかしい気持ちに気づけるように支援する。

ウ 学習ができる環境を整え、個々の学力に合わせて支援していく。

③ 実施事業

ア 子どもの様子を見ながら、必要に応じて、1対1やグループでの外出や外食の機会をつくる。

イ 夏祭りやクリスマスなど季節に合わせたイベントを実施する。

ウ 年度末や節目のタイミングで彩食費を利用したグループ外食(テイクアウトを含む)を実施する。

エ 毎月のグループ会議及び定期的なケース検討を実施する。

(2) さくらグループ

① 生活目標

ア 職員

- ・お互いにお礼やあいさつを気持ちよく言えるようにしよう。
- ・人を傷つけない、やさしい言葉遣いをしよう。

イ 子ども

- ・グループ善行賞を目指せるように頑張る。

② 支援目標

ア 子どもたちが話しやすい環境を作るために、子どもと約束したことは必ず守り、個別的なかわりを増やし、大人との信頼関係が作れるように支援していく。

イ 日々の生活を通して自分でできることは自分でできるように支援し、一人一人の持つ力を信じ、分からない学習をそのままにしない支援をしていく。

ウ 性(生)に対して、自分を心身共に守るために必要な知識を日々の生活の中で身に着けることにより、性的トラブルに巻き込まれないようにしていく。

③ 実施事業

ア 長期休暇中に年齢層を踏まえて、彩食費を使用したグループか個別での外出を実施する。

イ グループ外食やテイクアウトなど彩食費を利用したお疲れさま会を秋頃と年度末に実施予定する。

ウ 夏祭りやハロウィンパーティー、クリスマスパーティーなど年間の季節イベントや行事を実施予定する。

エ 子どもの要望や必要に応じて、昼食を持参しての外出や買い物等の機会を設ける。

オ 毎月のグループ会議及び定期的なケース検討会議を実施する。

(3) ひのきグループ(小規模グループケア)

① 生活目標

ア 職員

- ・子どもたちのいいところをたくさん見つけて褒める。
- ・子どもたちとかかわる時間をたくさん作る。
- ・きれいな部屋、おいしい(楽しい)ごはん、などを心掛け、みんなが安心して生活できるグループを目指す。

イ 子ども

- ・いじめをしない
- ・距離間に気を付ける

② 支援目標

ア 日頃から子どもの言動に気を配ること、性（生）について正しい知識を身に着けること、を両輪とし、子どもと職員が共に学んでいけるかかわりを目指す。

イ 個別のかかわりを通して子どもたちの情操を育て、互いを尊重しながら安心・信頼して意見を表明できるような集団づくりに向け支援する。

ウ 「予定を立てる」「一緒に取り組む」「内容の確認をする」を1つのサイクルとし、学習を継続することが自信となるよう個々のレベルに合わせた学習支援を行う。

③ 実施事業

ア 年度末や節目に当たるタイミングなどで彩食費を利用したグループ外食を実施する。（状況により、テイクアウトも検討。）

イ ハロウィンやクリスマス、お正月など季節を感じられるようなイベントを実施する。

ウ 前年度担当制を導入したが、一定の効果と手ごたえを感じたため、今年度も継続する。そのため、しっかりとした目的をもって行事費などを積極的に活用し、担当職員と子どもの関係性構築のための機会を増やしていく。

エ 毎月のグループ会議及び定期的なケース検討を実施する。また、職員数の増加を活かし、OJTなどを取り入れながら、専門性を高めるための努力を各々の職員がする。

オ 日々の様子やコラムなどを載せた「ひのき NEWS」を隔月で刊行し、子どもが読めるよう掲示する。

（4） かえでグループ（分園型小規模グループケア）

① 生活目標

ア 職員

- ・子どもたちとかかわる時間をたくさん作る。
- ・みんなが過ごしやすい環境づくりをする。

イ 子ども

- ・仲良く暮らす。人が嫌がることを言わない。
- ・ご近所に迷惑にならないように過ごす。
- ・イベントや行事などをたくさん楽しむ。

② 支援目標

ア 対話の中で気持ちを受け止めたり丁寧に耳を傾けたりすることで、子どもが安心感を持って、自分の気持ちや意見を表出できるようにする。

イ その子に合った学習方法を模索し、スモールステップで自信をつけながら前向きに学習に向かえるようにする。

ウ 個々の年齢や発達に合った知識や考え方を日常生活の中で伝え、自分や相手の心身を大切にできるようにする。

エ 職員が手本となって積極的に地域住民と交流し、地域の一員としてクラス感覚や社会性を育めるようにする。

③ 実施事業

ア 子どもの要望や必要に応じて、1対1やグループでの外食・外出の機会を作る。

イ 四季に沿って季節感を感じられるイベントを実施する。

- ウ 年度初めと年度末に彩食費を使用したグループ外食（テイクアウトも含め）や外出を実施する。
- エ プランターでの植物や野菜等の栽培をおこなう。
- オ 毎月のグループ会議及び定期的なケース検討会議を実施する。
- (5) ひまわりグループ（分園型小規模グループケア）
- ① 生活目標
- ア 職員
- ・困っていること、悩んでいることなど子どもたちの意見を受容する。また、やってあげる、一緒にやることを積極的に行い、子どもが大切にされていると感じ、安心できるよう継続し、退園後も頼れる、いつでも帰ってきたくするような場所を目指す。
 - ・職員間での連携、本園との連携を密にとり、業務がスムーズに滞りなく行える。
 - ・子どもの良いところをたくさん見つけてたくさん褒め、子どもの自信や長所になるよう支援する。
- イ 子ども
- ・共用部をきれいに使う。
 - ・食事をきちんととる。
 - ・周りのことを考えて行動する。
- ② 支援目標
- ア 将来のことを考え、学習支援と並行して、進路について一緒に調べ、相談に乗る。また自立に向けて、退園後の生活がイメージできるように支援する。
- イ 地域住民との交流を深め、そのやり取りを子どもに見せながら、かかわり方、人と人とのつながりのお手本になる。
- ウ 年齢に合わせて、異性関係や生理について、自分の身を守るための正しい性知識を身に付け、退園後に生かせるようにする。
- エ 日々の生活の中で子どもが自分で考え意見を出せるような機会を提供し、子どもが主体性を持って意見が出せるよう支援する。
- ③ 実施事業
- ア 夏の長期休みでバーベキュー・流しそうめん・納涼会を実施する。
- イ プランターにて野菜・花の栽培をする。
- ウ 命の大切さを学んでいくためにペットの飼育を目指す。
- エ 毎月のグループ会議及び定期的なケース検討会議を実施する。

10 個別対応計画

(1) 支援目標・方向性

- ① 個別的なかわりを特に必要とする子どもを対象に、その子どもの生きづらさや課題の解決を目的として、集団養育では行えないような柔軟かつ多岐にわたる方法を用いた支援を実施する。
- ② グループ職員、家庭支援専門相談員、心理担当職員、自立支援担当職員と連携し、情報を共有しながら、個別的なかわりが必要な際に個別対応を実施する。

- ③ グループにおいて対応困難な事案が発生した場合や緊急対応が必要な場合に介入し、該当する子どもへのケアに努めるとともに、グループ職員への援助を行い、グループ内での解決を目指すかたちで復帰を促す。

(2) 実施事業・内容

- ① 傾聴、遊び、外出、畑、学習支援等を通じた個別的なかかわりを行う。
- ② グループで対応困難な事案が発生した際の介入と援助を行う。
- ③ 個別対応後、必要に応じた該当グループへのフィードバックを行う。

1 1 家庭支援計画

(1) 支援目標・方向性

- ① 保護者との信頼関係を構築し、親子間の関係性の調整を積極的に行うことで家族再統合につなげる。
- ② インケアからの連続性を持たせたきめ細かな退園生支援を展開する。
- ③ 主体的に里親制度普及にかかわる。
- ④ 地域の子育て家庭や要保護児童に関わる情報の獲得に努め、相談・支援につながる具体的な方策を探索する。
- ⑤ 家庭支援専門相談員のスキルを、組織や個々の職員の成長につなげ、家庭支援の重要性についての認識を共有する。
- ⑥ 入所期間を短縮化させるため、関係機関との連携をより緊密にとっていく。
- ⑦ 家庭復帰が困難と思われる家族に対しては、親子間の関係性の修復を目指し、程よい距離感を持って生活できるよう、家庭復帰だけがメインでない家族再統合事業を実施する。
- ⑧ 子どもの日々の養育と双壁を成すのが家庭支援という観点に立って、保護者に寄り添う支援を展開することで、保護者との信頼関係の構築を目標とする。

(2) 実施事業・内容

- ① 保護者などへの早期家庭復帰のための業務
 - ア 面会だけではなく、3階かえでスペース等を利用した在園児の親子ショートステイの実施を検討する。(実施可能な家庭の選定)
 - イ 対応の難しい家庭について、グループとの間に入り、双方への調整を行う。
 - ウ F S Wが間に入って関係性の調整を行う。
- ② 退所後の児童に対する継続した生活相談等
 - ア 退所後1、2年後の児童の集中したアフターケアの実施
 - A (小3女兒 家庭引き取り) 居住地 20回 学校 3回
 - B (高卒女兒 自立就職) 居住地 6回
 - C (高卒女兒 自立就職) 居住地 6回
 - D (高卒男児 2年目 自立就職) 居住地 5回
 - E (高卒男児 2年目 自立就職) 居住地 1回
 - F (高校中退女兒 2年目 自立就職) 居住地 5回
 - イ 自立支援担当職員と協力し、退所2年目以降の児童のアフターケアを行う。
 - ウ 里親委託促進のための業務
- ③ 養育里親における養子縁組推進のための業務
- ④ 親子支援事業と協力し、地域の子育て家庭に対する育児不安解消のための相

談、支援を行う。

ア ショートステイ利用家族からの相談

イ 要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画

⑤ 要保護児童対策地域協議会に参加し、問題の共通理解をするなかで児童が速やかに家庭復帰できるように助力する。

⑥ 施設職員への助言、指導及び処遇会議への出席

ア 園内のケースカンファレンスへの参加

イ 面会や電話での保護者対応を通じて得た情報に基づいて職員への情報提供・アドバイス

⑦ 児童相談所等関係機関との連絡、調整

ア 入所、退所を円滑に進めるための連携

⑧ 退所した児童の家庭においては必要に応じた支援を検討する

⑨ 自立支援担当職員と連携し、情報の共有に努める

1 2 心理支援計画

(1) 支援目標・方向性

- ① これまで育ってきた中で受けてきた不適切な養育による傷つきや、子ども自身の持つ特徴や発達特性等に起因する問題行動や困難さに対し、ケアワーカーと専門職が協働しながら支援する。
- ② 子どもたちへ安心・安全な生活の場を提供するための一つの援助として、職員が長く務めることが大事であると指摘されている。発達課題や問題を抱えた子どもたちをどう理解するか、不要なトラブルを未然に防ぐ工夫や問題行動への対処についてケアワーカーへ助言し、またそうした子どもたちと生活すること自体が大きなストレスになることもあるため、うつ病やバーンアウト等のリスクについての知識や情報を提供し、ケアワーカーのサポートを行う。

(2) 実施事業・内容

- ① 各ケースに応じた心理療法を用いて援助し、必要に応じて心理検査を実施する。
- ② 子どもとグループ職員との関係性（愛着を含む）に着目し、生活場面において心理的技法を用いて援助する。
- ③ トラブルを未然に防ぐ工夫や問題行動への対処について、心理学的視点から職員へ助言を行う。
- ④ ケース検討会議へ出席し、ケアワーカー・専門職と意見・情報交換し、共通理解を深め、支援方針を検討する。
- ⑤ 発達課題や問題を抱えている子どもたちと生活すること自体が強いストレスを生むことから、うつ病やバーンアウト等のリスクについての知識や情報の提供をし、職員のサポートを行う。
- ⑥ その他心理療法担当としての業務一般として、関係機関（児童相談所・学校・医療機関等）との連携、児童相談所・学校との連絡会への参加、山梨県児童養護施設等心理職連絡会への参加、心理実習生の受け入れと指導、里親登録前・更新研修等を行う。

1 3 里親支援計画

(1) 支援目標・方向性

- ① 里親が里子を丁寧に養育できるように困りごとや悩みごとを家庭訪問や電話連絡を通じて丁寧に聴き、里子が安心して生活ができるように支援するとともに、里子の自立支援を里親と協力して進める。
- ② きずな会等が主催する里親の交流会や研修会に積極的に参加し、里親養育についての学びを深めるとともに、里親との関係性を深める機会をつくる。
- ③ 地域の里親が交流し、悩みごとを共有することができる里親交流会の機会をつくる。

(2) 実施事業・内容

- ① 里親宅を定期的に家庭訪問し、里子の生活状況等について確認する。
- ② 里親支援専門相談員の連絡会に出席し、家庭訪問時の里子の生活状況等を報告する。
- ③ 里親登録前研修、更新研修を各専門職と調整し実施する。
- ④ きずな会（里親会）の役員会・総会、研修会や交流会に出席する。
- ⑤ 里親レスパイトを必要に応じて講じられるように関係機関と調整する。
- ⑥ 峡東地区・甲府東側エリアの里親を対象とした里親サロンを11月に開催する。
- ⑦ 里親支援センターと協力しながら里親子の支援をしていく。

1.4 自立支援事業

(1) 支援目標・方向性

- ① アフターケアとして、退園後もつながっていくために、子どもたちと信頼関係をつくり、園が子ども達の安心した居場所となり、職員が寄り添っていてくれると思える存在となれるようにする。
- ② 退園後の生活がイメージできるような取り組みの実施として、インケアで社会経験を増やし、アフターケアにつなげる支援を行っていく。

(2) 実施事業・内容

- ① ケースカンファレンスに積極的に参加する。
- ② 自立検討会議を開催し、子どもたちの学習状況や進路決定の進捗状況を関係者で確認しながら進める。
- ③ 奨学金制度など、利用できる制度の把握または提供をする。
- ④ 職業体験ができる企業や施設を開拓する。
- ⑤ 就労体験やオープンキャンパスの見学に引率する。
- ⑥ 公共交通機関に乗車する経験を積んでもらう機会をつくる。
- ⑦ 退園を迎える子どものアフターケア計画書を作成する。
- ⑧ ホームページの「退園生の皆様へ」の欄の作成をする。
- ⑨ 退園生に向けて、年賀状や誕生日に職員のメッセージを載せた「メッセージアート」を送付する。
- ⑩ 退園生がお盆の時期に合わせて帰省する機会としてお盆交流会を実施する。
- ⑪ 退園生の生活状況を確認するために、食料支援訪問を行う。
- ⑫ 退園生と何気ない時の関わりを行っていく。
- ⑬ 家庭支援専門相談員と連携し、退園生支援に関する情報を共有する。

1 5 親子支援事業（地域支援）

（1） 支援目標・方向性

- ① 関係機関との連携や地域とのつながりをつくる中で、ニーズの把握に努める。
- ② 関係機関や地域との共同をすすめ、峡東地区全体の児童福祉の向上に寄与する。
- ③ 施設内における本事業についての理解を広め、必要な支援が必要なときに提供できるシステムの構築をおこなう。
- ④ 早期発見、迅速な支援から虐待や不適切養育を未然に防ぎ、社会的養護の対象に陥らないための支援をおこなう。
- ⑤ 親・子それぞれのかかわりは、親子間の変化を促すような効果的な相談・支援をおこなう。
- ⑥ レスパイトの積極的な活用から親自身の成長や回復につなげるまで、親のもつ幅広いニーズに対応した支援を提供する。

（2） 実施事業・内容

- ① ショートステイ・トワイライトステイが拡充できる体制を築く。
- ② 定期的な育児・養育・生活などに関する相談窓口をおく。
- ③ プティ・ルポ（相談室）の効果的な活用をおこなう。
- ④ 子育て短期支援事業の枠に当てはまらない家庭等にも支援対象を拡げる。
- ⑤ 諸制度を理解するとともに情報を多方面から収集し、提供できるように整える。
- ⑥ 峡東地区の自治体や支援機関の協力を得ながら、効果的な広報・啓発活動をおこなう。
- ⑦ 外部講師による学習会や独自プログラムによる学習会を開催する。
- ⑧ 支援の主旨や事業内容が施設内で十分理解されるように努める・
- ⑨ ペアレントトレーニングを行うことのできる職員を養成する。

1 6 広報事業

（1） 事業目的・方向性

- ① 社会福祉法人が運営する施設として、理念や基本方針、事業の計画・報告等について、透明性の高い事業運営が行われていることを公開する。
- ② 積極的な情報発信により、地域社会に対して当園の社会的意義を理解してもらえよう努める。
- ③ 入所児童の保護者や退園生、実習生をはじめとする関係各所に対し、より深い施設理解が得られるように努める。
- ④ 分園にもそれぞれ広報担当者を配置し、分園も含めた当園の養育支援のあり方が伝わるような発信を行う。

（2） 実施事業・内容

- ① 「日々の生活」と題して、日常の生活支援・自立支援の様子を報告する。
- ② 「彩食記」と題して、食を通じた子どもたちとの関係性づくりの様子を報告する。

- ③ 寄付や慰問、ボランティア等に援助していただいた内容を報告する。
- ④ 保護者や退園生、実習生に向けて、必要な情報を担当者とも連携し発信する。
- ⑤ 採用情報を更新する。
- ⑥ 第三者評価結果や事業計画・報告、決算書等を公開する。

1 7 寄付・ボランティアの受け入れ

- (1) 寄付対応
 - ① 援助者記録の整備
 - ② 寄付者へのお礼状、年賀状の準備・発送
 - ③ ホームページへの掲載
- (2) ボランティア対応
 - ① 受け入れ団体・個人
 - ア 山梨市更生保護女性会（襟布掛け直し）
 - イ ヘアサロンNUI（散髪ボランティア）
 - ウ 県立大学、山梨大学、健康科学大学の学生による学習支援
 - エ その他個人ボランティアの学習支援・遊び支援等
 - ② ボランティア窓口としての活動内容
 - ア 当園の説明およびボランティア活動における注意事項の説明
 - ※ 今年度はボランティアマニュアルの改訂を計画
 - イ ボランティア保険加入の確認と推進
 - ウ 該当グループとボランティア団体・個人との連絡調整
 - エ 年2回程度の振り返りとボランティア側の意向確認
 - オ 年度切り替えまたはボランティア終了時におけるイベント（食事会、メッセージカード進呈）や年賀状の発送等を通じた活動継続を促す取り組み
 - カ その他必要と要望に合わせた話し合いの場の設定

1 8 実習生の受け入れ

- (1) 保育実習
 - ① 受け入れ予定校
 - 山梨学院短期大学、山梨県立大学、帝京学園短期大学
- (2) 社会福祉実習
 - ① 受け入れ予定校
 - 山梨県立大学(院も含む)、健康科学大学
- (3) 心理実習
 - ① 受け入れ予定校
 - 山梨英和大学及び大学院、健康科学大学
- (4) その他
 - ア 実習指導者間における実習指導のポイントや着眼点についての勉強会の実施と実習受け入れグループへの共有
 - イ 実習指導マニュアルの作成

1 9 防災関連

(1) 避難訓練

本園は、毎月1回、年12回（内、深夜の訓練1回）の実施。分園は、3か月に1回、年4回の実施と地域の防災訓練へ参加する。

(2) 総合防災訓練

年1回実施する。

(3) 防火管理委員会

年度末を定例とし、必要に応じて招集する。

(4) 安全計画・感染症対策班との連動に向けた協議

(5) 山梨DWA Tへの参画

(6) A E Dや発電機、非常用電源の定期点検および防災倉庫の管理・維持

2 0 安全計画・BCPの更新と策定

(1) 安全計画

① 安全計画をより充実した内容に更新する。

② 安全計画に基づき、子どもや職員に対して、安全教育の啓発や研修を実施する。

(2) B C P（業務継続計画）

① 防災や感染症など、あらゆる非常事態の際にも業務が停止せずに継続できるように事前の計画を立てる。

② 職員自身がB C Pを理解し、非常事態の際にも判断ができるように、職員会議等で発信し、理解につなげる。

2 1 退園生とのお別れ会（球技会等）

(1) 事業目的・方向性

① 退園を迎える児童と在園児童が退園の前に交流できる場を設け、クローバー学園生活の最後の全体での思い出づくりをする。

② 退園を迎える児童から、在園児童への気持ちを伝える場とする。

③ 年齢関係なくみんなで力を合わせて思い切り楽しめるような企画を考える。

(2) 実施事業・内容

① 3月にお別れ球技会を実施する。

② 球技会後にグループごとに外食をする。

2 2 福利厚生事業

(1) 職員健康診断の実施（ケアワーカーは年2回）

(2) 語ろう会（旅行会・食事会）への助成

(3) 社会福祉施設従事者相互保険への加入

2 3 その他

(1) 保護者への「クローバーだより」発行（月1回）

(2) スーパーバイザー（臨床心理士）による児童カウンセリング事業実施（月4

回)

- (3) 規定等の策定、見直し（社会資源リスト・各種マニュアル・文書保存期間・プライバシー規定）
- (4) GHP（ガスヒートポンプ）の入れ替え事業
- (5) 出退勤簿のオンライン化（freee の導入）
- (6) 各種書類のオンライン化（kintone の導入）